

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく情報システム監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監査告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく情報システム監査

第 3 監査の対象

1 対象システム

文書管理システム及び財務会計システム

2 所管課

総務部文書情報課、経営企画課
会計課

3 対象年度等

対象の情報システムの現事業者への委託開始から令和 3 年度まで

第 4 監査の着眼点

1 システム導入に係る契約手続き等の適切性

- (1) 業者選定方法及び契約方法は適切か、また競争性、透明性は確保されているか。
- (2) 仕様書や見積金額はシステムの運用目的を果たすために十分検討されているか。

2 保守点検契約の適切性

- (1) 保守点検は、適切な内容になっているか。
- (2) 保守点検及び料金は、過大とっていないか。
- (3) 保守点検による改善提案及び改善実施は適切な内容となっているか。

3 システムの改善や追加開発の適切性

- (1) システムの変更や追加開発は適切な内容となっているか。
- (2) システムの変更や追加開発に係る積算額は適切か。

(3) システムの変更や追加開発が効果的に運用目的を果たしているか。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局等から関係資料等の提出を求めるとともに、必要に応じて所属長及び関係職員や情報システムの委託事業者からの聞き取り、並びにシステムの運用状況の調査を行う。また、監査に際し、情報システムに関する専門的知識を必要とするため、情報システムの技術的な指導、助言については情報システム監査人（監査技術者）を有する法人である「有限会社インテリジェント・パーク」に委託し、技術調査の協力を得て実施し、その内容については、別添「情報システム調査報告書」のとおりである。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

市役所 405 会議室

※システムの運用状況の調査については、監査委員事務局のパソコンにて実施した。

2 審査の日程

(1) 実施通知

令和4年12月1日

(2) 実施期間

令和4年12月12日～令和5年2月15日

(3) ヒアリング等

令和4年12月15日 予備監査ヒアリング（文書情報課、経営企画課、会計課）

令和5年1月23日 本監査ヒアリング（情報システム委託事業者）

令和5年1月23日 本監査ヒアリング（文書情報課、経営企画課、会計課）

令和5年2月10日 意見交換会（文書情報課、経営企画課、会計課）

第7 情報システム業務委託の概要

1 業務委託名

文書管理システム及び財務会計システム

- ・グループウェアシステム構築保守業務委託
- ・内部業務システム保守業務委託
- ・内部情報システム構築保守業務委託

2 担当課

財務会計システム 総務部経営企画課、会計課

文書管理システム 総務部文書情報課

3 業務委託の概要

平成14年度から財務会計システム、平成15年度から文書管理システムが稼働している。財務会計システムでは、予算の配当・執行、決算の処理、文書管理システムでは、文書の起案、供覧、収納、管理の作業を行っている。

令和元年度から共通の基盤で構築することでコストの削減を図り、併せて情報化によるサービス向上と業務プロセスの迅速化・高度化の取り組みとして、電子決裁を導入し電子化による効率化を図っている。

4 入札方法

プロポーザル方式による随意契約

5 業務委託者

日本電気（株） 九州支社

NEC キャピタルソリューション（株）

6 業務委託金額

（当初）総額 82,969,920 円

（賃貸借 48,655,728 円、サービス利用料 18,810,792 円、保守 15,503,400 円）

（変更）総額 84,506,400 円

（賃貸借 49,556,760 円、サービス利用料 19,159,140 円、保守 15,790,500 円）

7 契約年月日

（当初）平成 31 年 1 月 30 日

（変更）令和元年 9 月 20 日

8 契約期間

令和元年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

9 契約変更の理由

- ・令和元年 5 月 1 日の改元に伴う新元号表記へのシステム改修
- ・令和 2 年 4 月 1 日施行の「07 節 賃金」の削除に伴う財務会計システムの改修

第 8 監査の結果

今回監査の対象としたシステムの導入に係る契約手続き、システムの運用管理（保守点検及び改修に係る積算等）については、概ね適切に行われていたが、一部に検討を要するものがあった。

1 システム導入に係る業者選定における競争性、透明性の確保について

本システム導入に関し、プロポーザルにおける評価の配点割合が、プレゼンテーション重視の評価基準となっている。しかし、その内容は、担当課がテーマとして提示した具体的な機能の特性や実際の運用等の説明と機能面の評価も含んだものであり、今後、他市の評価基準を参考に見直し等を検討されたい。

（別添情報システム調査報告書 4 頁、9 頁）

第 9 意見

1 情報システムの疎結合化について

各種情報システム間の円滑な連携に留意することは大切であるが、情報システムの疎結合化や API 連携の導入等を推進することにより情報システムの調達において多様なベンダーの参入を促し、今後、ベンダーロックインの状態に陥らないことが重要と考えられる。

（別添情報システム調査報告書 6 頁）

2 仕様書作成におけるコンサルタントの活用について

現在、本市職員で RFI 及び RFP を実施しているが、今後、先進的な技術を要するシステムの導入も必要となることから、技術的な企画や評価スキルを有するコンサルタントの支援も必要となるものと考えられる。

(別添情報システム調査報告書 6 頁)

太 宰 府 市

令和4年度 情報システム調査報告書

2023年2月15日



有限会社 インテリジェントパーク

目 次

1. 調査の概要	・・・ 2
1. 1 調査の種類	・・・ 2
1. 2 監査の内容	・・・ 2
1. 3 監査の対象	・・・ 2
1. 4 監査の着眼点	・・・ 2
1. 5 監査方法・監査対象	・・・ 2
1. 5. 1 監査体制	・・・ 2
1. 5. 2 監査計画・監査手法	・・・ 3
1. 5. 3 監査項目	・・・ 3
2. 監査結果	・・・ 4
2. 1 システムの仕様書について競争性が確保されているか	・・・ 4
2. 2 システムの見積金額が適切な金額設定となされているか	・・・ 4
2. 3 保守点検の内容が過剰な内容になっていないか	・・・ 5
2. 4 システムの追加開発の費用が適切なものか	・・・ 5
2. 5 その他の意見	・・・ 6
3. 監査証跡	・・・ 7

1. 調査の概要

1. 1 調査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく情報システム監査

1. 2 監査の内容

「ベンダーロックイン」状況の適切性監査

適切性監査の主眼

- ・システムの仕様書について競争性が確保されているか
- ・システムの見積金額が適切な金額設定となされているか
- ・保守点検の内容が過剰な内容になっていないか
- ・システムの追加開発の費用が適切なものか

1. 3 監査の対象

監査の対象

(1)対象システム

文書管理システム及び財務会計システム

- ・グループウェアシステム構築保守業務 NECキャピタルソリューション(株)
- ・内部業務システム保守業務 日本電気(株)九州支社
- ・内部業務システム構築保守業務 NECキャピタルソリューション(株)

(2)担当部局

総務部文書情報課、経営企画課
会計課

(3)対象年度等

対象の情報システムの現事業者への委託開始から令和3年度まで

1. 4 監査の着眼点

監査の着眼点

(1)システム導入に係る契約手続き等の適切性

- ①業者選定方法及び契約方法は適切か、また競争性、透明性は確保されているか。
- ②仕様書や見積金額はシステムの運用目的を果たすために十分検討されているか。

(2)保守点検契約の適切性

- ①保守点検は、適切な内容になっているか。
- ②保守点検及び料金は、過大となっていないか。
- ③保守点検による改善提案及び改善実施は適切な内容となっているか

(3)システムの改善や追加開発の適切性

- ①システムの変更や追加開発は適切な内容となっているか。
- ②システムの変更や追加開発に係る積算額は適切か。
- ③システムの変更や追加開発が効果的に運用目的を果たしているか。

1. 5 監査方法・監査対象

1. 5. 1 監査体制

監査従事者

- 荒添 美穂 システム監査技術者 (有限会社インテリジェント・パーク)
船津 宏 システム監査技術者 (有限会社インテリジェント・パーク)

1. 5. 2 監査計画・監査手法

11月27日	監査目的などの意識合わせ
11月28日～12月14日	事前準備（監査手法検討等）
12月15日～1月17日	予備監査 (12月15日原課インタビュー、資料入手・閲覧・分析)
1月18日～1月26日	本監査 (資料入手・閲覧・分析、1月23日ベンダーインタビュー、 原課インタビュー)
1月27日～2月2日	監査報告書作成
2月3日	監査報告書提出
2月7日	講評協議にて監査結果報告(1回目)
2月10日	講評協議にて監査結果報告(2回目)

1. 5. 3 監査項目

「ベンダーロックイン」状況の適切性監査については、標準的な監査項目は示されているわけではない。

従って、監査の網羅性を考慮するため、「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書 令和4年2月 公正取引委員会」を参考に監査項目を定めた。

2. 監査結果

2. 1 システムの仕様書について競争性が確保されているか

(1) 実情

対象システム更新に当たり、RFI（注1）、RFP（注2）のプロセスにより、業者選定を実施している。

RFIは、平成30年9月に8社に依頼を行い、5社から情報提供を受けた。

RFPは、平成30年10月に業者依頼を行い、4社から提案を受けている

(2) 総評

RFIの主要目的は、最新の技術や業務運用の状況ならびに現行の太宰府市運用が標準的な運用と異なっている点の把握である。

これにより既存業者が優位となる点の認識を行い、RFPの仕様書に特定の業者が優位になる、あるいは不利になる内容が極力排除されるよう配慮している。

従って、システムの仕様書について競争性が確保されていると認められる。

(3) 指摘事項等

【指摘事項1】

提案書の審査基準（「太宰府市内部業務システム導入業者の決定について」30太文情第194号 平成30年12月28日）として、価格評価、機能評価、プレゼン評価の配点割合を各々25%、25%、50%と定めているが、プレゼン評価の配点割合が高い。

プレゼン評価は、一般にこれまでパートナーとして対応してきた既存システムの業者は、細かな課題の共有がなされているなど優位な点があると考えられるため、配点割合について検討の余地がある。

注1：RFI【Request For Information】情報提供依頼書

RFIとは、企業や官庁などが業務の発注や委託などを計画する際、発注先候補の業者に情報提供を依頼する文書。ITの分野では情報システムの開発や購入、IT関連業務の委託などを行う前に発行される。

注2：RFP【Request For Proposal】提案依頼書

RFPとは、情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の事業者に具体的な提案を依頼する文書。システムの目的や概要、要件や制約条件などが記述されている。

2. 2 システムの見積金額が適切な金額設定となされているか

(1) 実情

平成30年1月22日の見積書では、保守料、サービス利用料、賃借料からなる見積が提示されている。

各々の内訳は、以下の通りである。

- ・保守料は、定例会作業報告、連絡票対応、イベント対応
- ・サービス利用料は、利用環境の提供、保守、データセンター運用環境維持、構成管理、資産管理、稼動監視、障害管理、障害対応、復旧、バックアップ、セキュリティ管理、運用作業報告
- ・賃借料は、財務会計システム構築、文書管理システム構築、統合基盤システム構築、データセンター環境構築、プロジェクト管理（10%）

月額費用（消費税抜）は、保守料217,500円、サービス利用料263,900円、賃借料682,600円、

総額1,164,000円の66か月の契約である。

なお、従来システムの月額費用（消費税抜）は、保守料385,000円、賃借料457,000円、総額842,700円の61か月の契約である。

(2) 総評

見積りの構成要素は適切と考えられるため金額設定は適切と考える。

なお、従来システムに比べ費用が38%以上増加しているが、その差については、現行システムのサービス内容の高度化や省力化などの要素があり、顕著な費用の上乗せなどがあったとは言えない。

(3) 指摘事項等

該当なし

2. 3 保守点検の内容が過剰な内容になっていないか

(1) 実情

契約書の保守料の内訳は、定例会作業報告、連絡票対応、イベント対応となっており、提案書の保守内容は、システム運用、システム保守、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、パッケージ保守となっていた。

保守料については、現行システムが月額（消費税抜）217,500円、従来システムが月額（消費税抜）385,000円である。

(2) 総評

従来システムに比べ保守料が43%以上減少されたことは、システム運用、システム保守、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、パッケージ保守のホスト機能部分についてサービス利用料に包含されたと考えられ、合理的な価格設定が図られていると考えられる。

定例会などのサポートサービス提供については、従来と同様のサービスが維持されており、保守料の範囲では、保守点検の内容が過剰になっているとは認められない。

(3) 指摘事項等

該当なし

2. 4 システムの追加開発の費用が適切なものか

(1) 実情

システムの追加開発として、平成30年10月に「改元対応」と令和2年7月に「7節削除対応」のシステム改修委託が発生した。

「改元対応」については、帳票上の出力編集の改修で、帳票本数に対応する費用見積りが行われている。

「7節削除対応」は、歳出予算区分の改正に伴う修正で、財務会計システムの中核部分の改修が必要であるが、クラウド共通システムの改修により、太宰府市に対しては改修費用を含まない要件定義／概要設計、総合テスト、運用テストを中心とした費用見積もりとなっている。

(2) 総評

「改元対応」については、画面系の年度途中での変更は行わず読替措置対応とし、記録として残り得る帳票のみ改元対応する措置としており、対応に合理性があると認められる。

「7 節削除対応」については、オンプレミス（注3）で改修するより、納期的にも価格的にもクラウド共通システムのメリットが生かされた対応と認められる。

なお、見積金額については、合理的な見積もりであり、顕著な費用の上乗せなどがあったとは認められない。

(3) 指摘事項等

該当なし

注3：オンプレミス

オンプレミスとは、システムの稼働やインフラの構築に必要となるサーバーやネットワーク機器、あるいはソフトウェアなどを自社で保有し運用するシステムの利用形態。

2. 5 その他の意見

監査項目について、「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書 令和4年2月 公正取引委員会」を参考にしたが、その中で、今回の監査においては適切と判断したが、今後のシステム構築・調達について、以下の内容について、検討の余地がある。

(1) 情報システムの疎結合化

情報システム間の円滑な連携が行われることに留意しつつ、情報システムの疎結合化によって調達単位を小さくすることは、多様なベンダーの参入を可能にすると考えられる。システムの見直し方針に調達単位を小さくすることを含める余地がある。

(2) 仕様書作成にあたりコンサルの活用

自庁で複数のベンダーにRFIを行い、RFPの仕様書を作成していますが、先進的な技術の適用にあたっては、特定の事業者の技術に偏った仕様になる可能性がある。

先進的な技術については、技術的な企画や評価のスキルをもつベンダー以外のコンサルタントの支援を受けて、RFIのテーマ作成、RFPの仕様書作成、提案書評価の体制を構築する余地がある。

3. 監査証跡

3. 1 「バンダーロックイン」状況の適切性監査

3. 1. 1 システムの仕様書について競争性が確保されているか

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
1-1	情報システムの疎結合化	内部情報システム（財務会計・文書管理）に限定	○	適切
1-2	オープンなクラウド環境での構築	NECのプライベートクラウド（注4）を利用（オープンではない）	× ※1	適切
1-3	調達単位に関する考慮	財務会計・文書管理を分割する余地はあるが、部分システムの更改に当たっては適切でないとは言えない。	○	適切
1-4	API連携（注5）等による円滑な連携	他の連携が必要なシステム（金融機関等）とはAPI連携あり	○	適切
1-5	RFIに対する適切な報酬	無償	× ※2	適切
1-6	仕様書作成にあたりコンサルの活用	庁内で対応	○	適切
1-7	コンサルとバンダーの結託・共謀	コンサル利用がないため、該当しない。	—	—
1-8	情報システムのオープンソース化（注6）	NECの情報サービス利用（オープンソースでない）	× ※3	適切

※1：オープンなクラウド環境は必須要件ではなく、提案している会社もなかったため不適切とは言えない。

※2：バンダーロックインに直結する監査項目ではなく、全社無償のため不適切とは言えない。

※3：オープンソースは必須要件ではなく、提案している会社もなかったため不適切とは言えない。

【監査証跡】

- ①「平成30年度 内部業務システム調達 RFI 結果報告について」平成30年9月30日
- ②「太宰府市内部業務システム 提案依頼について（伺い）」（30太文情 第151号）
平成30年11月2日
- ③「太宰府市内部業務システム導入業者の決定について」（30太文情 第194号）
平成30年12月28日
- ④「太宰府市内部業務システム提案に関する評価（審査）について」平成30年11月20日

注4：オープンクラウドとは、インターネットを利用できる人がだれでも利用できる情報サービス

プライベートクラウドとは、限定された人だけが利用できる専用の情報サービス

注5：API連携とは、情報システムのデータを別の情報システムに提供したり、別の情報システムに処理を依頼するなど情報システム間の連携を行うプログラム機能

情報システムのベンダーが API 連携を用意していれば、他のベンダーの情報システムと連動した運用が可能になる。

注 6: オープンソースとは、プログラム（ソースコード）を公開、利用、修正、提供することを許すことで、だれでもシステム改修や改善ができるようになるプログラムの権利形態。

プログラム保守などが特定のベンダー以外でも可能になり得る。

3. 1. 2 システムの見積金額が適切な金額設定となされているか

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
1-9	見積り項目の適切性	合理的な見積り項目	○	適切
1-10	金額の妥当性	提案採用選定にて総合評価して採用	○	適切

【監査証跡】

- ①「見積書 太宰府市様 内部業務システム」平成 30 年 1 月 22 日
- ②費用明細【従来システム】月額 （R4. 12. 27 ご提供資料）

3. 1. 3 保守点検の内容が過剰な内容になっていないか

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
1-11	保守の内容の適切性	従来と同様の保守レベル ただし NEC のサービス利用方式採用による即応性などサービス向上あり	○	適切
1-12	保守料の適切性	NEC のサービス利用方式採用による低減 ただしサービス利用料が発生 金額については、提案採用選定にて総合評価して採用	○	適切

【監査証跡】

- ①「業務委託個別契約書 内部業務システム保守業務委託」平成 31 年 1 月 30 日 別表
- ②「太宰府市様 内部情報システム提案書」2018 年 12 月 10 日 日本電気株式会社
第 6 章：保守体制
- ③費用明細【従来システム】月額 （R4. 12. 27 ご提供資料）

3. 1. 4 システムの追加開発の費用が適切なものか

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
1-13	追加開発費用の適切性	従来と同様の開発費用見積もり ただし NEC のプライベートクラウド利用による即応性などサービス向上あり	○	適切

【監査証跡】

- ①「御見積書 H30年度内部業務システムに係る元号改修対応」九支公共 30-239号
平成30年10月30日
- ②「業務委託契約書 内部業務システム改元対応業務委託」平成30年11月5日
内部業務システム改元対応仕様書
- ③「業務委託個別契約書 内部業務システム改修業務委託（7節削除対応）」
令和2年7月1日 別表

3. 2 システム導入に係る契約手続き等の適切性

3. 2. 1 業者選定方法及び契約方法は適切か、また競争性、透明性は確保されているか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
2-1	業者選定方法	RFIならびにそれに続くRFPによる提案選定を実施 評価基準をもとにした点数制で、4名の委員が評価 △：プレゼンテーション重視の基準が懸念事項	△	意見
2-1	契約方法	最高評価点業者との業務委託契約	○	適切
2-3	競争性	RFPによる提案選定を実施	○	適切
2-4	透明性（RFIにて対応機能調査を実施し、特定業者が有利となる機能要件が含まれていないか）	特定業者が有利となる機能要件は極力、仕様書から排除	○	適切

【監査証跡】

- ①太宰府市内部業務システム導入業者の決定について（30太文情第194号）
平成30年12月28日

3. 2. 2 仕様書や見積金額はシステムの運用目的を果たすために十分検討されているか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
2-5	仕様書の内容は、システム運用の目的を果たしているか	RFIの調査票にあつて、仕様書に反映されなかった事項に、システムの運用目的に影響を与えるものはなかった。	○	適切
2-6	見積金額（提案内容）は、システム運用の目的を果たしているか	仕様書にあつて、対応不可となっているものはない。 機能評価で、C判定となった事項が8件あるが、運用目的への影響はない。	○	適切

【監査証跡】

- ①「内部業務システム調達 RFI 結果報告について」平成 30 年 9 月 30 日
- ②ICT コンストラクション、OEC、RKKCS、NEC、日立ソリューションズ西日本の提案書
- ③「監査法人（インテリジェントパーク） 船津氏から本調査に向けた質問事項（回答）」
(R5. 1. 18 ご提供資料)

3. 3 保守点検契約の適切性

3. 3. 1 保守点検は、適切な内容になっているか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
3-1	保守点検の内容は適切か	<p>ホスト機能の保守点検は、サービス利用として以下の内容 利用環境の提供、保守、データセンター運用環境維持、構成管理、資産管理、稼働監視、障害管理、障害対応、復旧、バックアップ、セキュリティ管理、運用作業報告</p> <p>その他の保守の内容は、定例会報告、連絡票対応、イベント対応</p> <p>従来の保守と同等だが、市の分担は低減</p>	○	適切

【監査証跡】

- ①「業務委託個別契約書 内部業務システム保守業務委託」平成 31 年 1 月 30 日
 - ②「サービス利用個別契約書」平成 31 年 1 月 30 日 別表
 - ③「内部業務システム提案書」2018 年 12 月 10 日 6. 保守体制
 - ④「SLA 状況報告書_太宰府市_yyyymm(財務)」 月次報告
 - ⑤「SLA 状況報告書_太宰府市_yyyymm(文書)」 月次報告
3. 3. 2 保守点検及び料金は、過大とっていないか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
3-2	保守点検の料金は適切か	<p>ホスト機能の保守点検は、サービス利用料に含まれる。 その他の保守は、保守料に含まれる。</p> <p>サービス利用料 + 保守料 = 481,400円（月額、消費税抜）、 従来システムの保守料 = 385,000円（月額、消費税抜） 従来の保守料よりも高額となったが、市の作業分担は低減</p>	○	適切

		金額については、提案採用選定にて総合評価して採用		
--	--	--------------------------	--	--

【監査証跡】

①費用明細【現システム】／【従来システム】（R4.12.27 ご提供資料）

3.3.3 保守点検による改善提案及び改善実施は適切な内容となっているか

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
3-3	保守点検による改善対応は、適切か	課題管理表による管理を実施 2019～2021年度の発生件数： 課題：7 要望：3 質問：17 2019～2021年度発生分については、2021年度末時点で未解決分なし（保守として追加費用の発生なし）	○	適切

【監査証跡】

①課題管理表（基盤）、課題管理表（共通）、課題管理表（財務）、課題管理表（文書）

3.4 システムの改善や追加開発の適切性

3.4.1 保守点検は、適切な内容になっているか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
4-1	追加開発は必要か	平成30年10月に「改元対応」と令和2年7月に「7節削除対応」のシステム改修委託が発生 法令に基づく対応のため必須	○	適切
4-2	開発内容は合理的か	従来保守と同等だが、市の分扱は低減	○	適切

【監査証跡】

①「御見積書 H30年度内部業務システムに係る元号改修対応」 九支公共 30-239号
平成30年10月30日

②「契約書（内部業務システム改元対応）」18103000022 平成30年11月5日
内部業務システム改元対応仕様書 改修対象帳票一覧

③「業務委託個別契約書 内部業務システム改修業務委託（7節削除対応）」
令和2年7月1日 別表

3.4.2 システムの変更や追加開発に係る積算額は適切か。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
4-3	追加開発は必要か	改元対応については、帳票上の出力編集の改修で、帳票本数に対応する費用見積りが行われている。 7節削除対応は、歳出予算区分	○	適切

		<p>の改正に伴う修正で、財務会計システムの中核部分の改修が必要であるが、クラウド共通システムの改修により、改修費用を含まない要件定義／概要設計、総合テスト、運用テストを中心とした費用見積もりとなっている。</p> <p>いずれも、合理性のある見積もりである。</p>		
--	--	--	--	--

【監査証跡】

3.4.1の監査証跡と同じ

3.4.3 システムの変更や追加開発が効果的に運用目的を果たしているか。

項番	監査項目	監査結果	判定	評価
4-4	追加開発の運用目的は達成されているか	<p>法令対応の業務遂行が支障なく実施できている。</p> <p>元号関連、7節削除関連の課題の発生なし（文書で機能要件対象外の課題は1件発生したが、解決済み）</p>	○	適切

【監査証跡】

①課題管理表（基盤）、課題管理表（共通）、課題管理表（財務）、課題管理表（文書）

以上